

奈良県移住支援事業・就業支援事業・地方就職学生支援事業
及び起業支援事業実施要領

(趣旨)

- 第1 この要領は、奈良県と県内市町村が協働して実施する移住支援事業、就業支援事業、地方就職学生支援事業及び起業支援事業に関し、基本的な枠組みを定めるものである。

(事業の実施)

- 第2 奈良県地方創生総合戦略及び県内市町村のまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、奈良県内における移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消等に資するため、奈良県と県内市町村が協働して、移住支援事業、就業支援事業、地方就職学生支援事業及び起業支援事業を実施する。

(地域再生計画の作成等)

- 第3 移住支援事業、就業支援事業、地方就職学生支援事業及び起業支援事業を実施するに当たっては、奈良県と県内市町村が協働して、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するとともに、新しい地方経済・生活環境創生交付金の交付を申請するものとする。この場合において、申請等の手続は、市町村の協力を得て、奈良県が代表して行うものとする。

(各事業の概要)

- 第4 移住支援事業、就業支援事業、地方就職学生支援事業及び起業支援事業の概要は、以下のとおりである。
- 1 移住支援事業
東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から移住して就業し、又は起業した者等に対して、奈良県と居住地の市町村が協働して移住支援金を給付する。
 - 2 就業支援事業
奈良県が、東京圏の求職者に対して訴求力の高いインターネットサイトを開設・運営し、県内就業の支援を行う。（職業安定法第4条第6項の募集情報等提供事業）。
 - 3 地方就職学生支援事業
東京圏の大学を卒業して、奈良県の企業に就業する者が地方就職支援金の要件を満たす場合に、奈良県と居住地の市町村が協働して地方就職支援金を給付する。
 - 4 起業支援事業
奈良県が、県内において社会的事業等を新たに起業した者及びSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業承継又は第二創業した者に対して起業支援金を給付するとともに、販路開拓や資金計画書の作成等の伴走支援を行う。

(移住支援事業、就業支援事業及び地方就職学生支援事業)

第5 移住支援事業、就業支援事業及び地方就職学生支援事業は、次のとおり実施する。

1 移住支援事業

奈良県は、事業の制度設計・全体管理、新しい地方経済・生活環境創生交付金の申請、実績報告、受領、返納等の国との窓口・調整業務を担う一方、市町村は、移住者からの移住支援金の申請受付・要件確認、移住支援金の支給、定着の確認、債権管理、市町村が行う移住者支援施策の調整を担うものとする。

移住支援金の支給・返還に関する詳細は、以下のとおりとする。

(1) 移住支援金の支給

市町村は、①に定める要件を満たす者のうち、②、③、④、⑤又は⑥の要件（世帯の場合は⑦の要件を含む）を満たす就職又は起業をした者の申請に基づき、⑧に定める方法により、2人以上の世帯の場合にあっては100万円、単身の場合にあっては60万円の移住支援金を支給する。また、②の要件を満たす者のうち、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき100万円を超えない範囲内において市町村が定める額を加算する。

① 移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）に該当すること。

（ア）移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

b 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間もa及びbにおける移住元としての対象期間とすることができる。

（イ）移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 県内の移住支援事業実施市町村に転入したこと。
- b 奈良県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、転入したこと。
- c 移住支援金の申請時において、転入後 1 年以内であること。
- d 転入先の市町村に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人であること又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- c 申請者は、過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に 18 歳未満の世帯員だった者が、5 年以上経過し、18 歳以上となり、奈良県及び県内市町村が認める場合を除く。
- d その他奈良県及び県内市町村が移住支援金の対象として不適当と認める者でないこと。

② 就職に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が奈良県内に所在すること。

(イ) 奈良県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人による就業であること。奈良県以外のマッチングサイトに掲載している求人による就業は対象外とする。

(ウ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて 2 (2) ①に示す対象法人に就業していること。

(エ) 上記 (イ) の求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(オ) 当該法人に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(カ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

③ 専門人材に関する要件

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業し、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が奈良県内に所在すること。

(イ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務す

る意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

④ テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(イ) 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週 20 時間以上テレワークを実施すること。

(ウ) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

⑤ 関係人口に関する要件

奈良県における市町村や地域の人々と関わりを有する者（関係人口）のうち、市町村が当該移住希望者を地域の担い手の確保に資する関係人口と認め、かつ、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 市町村において、奈良県と協議のうえ、本事業における関係人口の対象範囲が明確化されていること。

(イ) 地域の基幹産業である農林水産業に加え、地域に必要な業種、家業等への就業要件が設定されていること。ただし、上記の就業に加えて、地域資源の活用や維持管理等の地域への取組への参加も認める場合には、奈良県と協議のうえ、設定すること。

(ウ) 対象範囲の明確化に当たっては、奈良県等関係機関と調整のうえ、事業実施計画の付属資料として添付していること。

⑥ 起業に関する要件

第 6 に定める起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けた者。

⑦ 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 申請者を含む 2 人以上の世帯員が、移住元において同一世帯に属していたこと。

(イ) 申請者を含む 2 人以上の世帯員が、申請時において同一世帯に属していること。

(ウ) 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、奈良県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に転入したこと。

(エ) 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後 1 年以内であること。

(オ) 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

⑧ 申請・支給方法

(ア) 申請

移住支援金の申請者は、申請書、移住先の就業先の就業証明書及び本人確認書類に加え、上記①の要件を満たし、かつ②、③、④、⑤又は⑥の要件（世帯の場合は⑦の要件を含む）に該当することを証する書類のほか、必要な書類を添えて、移住先の市町村に提出する。

(イ) 支給方法

市町村は、（ア）の申請が要件に該当すると認めるときは、県に確認の上、交付決定通知書を交付し、移住支援金を支給するものとする。

(2) 移住支援金の返還

市町村は、移住支援金の支給を受けた者が次に掲げる要件に該当する場合は、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして奈良県及び当該市町村が認めた場合は、この限りでない。

① 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した市町村から転出した場合

(ウ) 移住支援金の申請日から1年以内に（1）②又は③に定める移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(エ) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

② 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した市町村から転出した場合

(3) 移住支援金の支給・返還に係る情報共有

市町村は、移住支援金の申請情報、移住支援金支給者の就業先情報及び移住支援金返還対象者に関する情報について、速やかに奈良県と共有することとする。また、奈良県は、起業支援事業に係る交付決定に関する情報について、速やかに市町村と共有することとする。

2 就業支援事業

(1) マッチングサイトの開設・運営

奈良県は、移住支援金の対象法人の求人情報を掲載する等のため、マッチングサイトの開設及び運営を行う。

(2) 移住支援金の対象法人の登録

① 要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

(イ) 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金概ね50億円未満

の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）ではないこと。

(ウ) みなし大企業（ただし、上記（イ）の法人がいわゆる親会社である場合を除く。）でないこと。

(エ) 本社又は事業所所在地が奈良県内にある法人であること。（本社所在地が条件不利地域以外の東京圏にある法人を除く。ただし、奈良県内を勤務地とする勤務地限定型社員を採用する法人はこの限りでない。）

(オ) 雇用保険の適用事業主であること。

(カ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。

(キ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

② 申請

移住支援金の対象法人の登録を申請する者は、申請書（様式）に加え、①の要件に該当することを証する書類を奈良県に提出する。

③ 登録

奈良県は、②の申請が①の要件に該当すると認めるときは、移住支援金の対象法人の登録を行うものとする。

(3) 選定企業、掲載求人情報に係る情報共有

奈良県は、移住支援金の対象法人の登録情報及びマッチングサイト掲載求人情報について、市町村と共有することとする。

3 地方就職学生支援事業

奈良県は、事業の制度設計・全体管理、新しい地方経済・生活環境創生交付金の申請、実績報告、受領、返納等の国との窓口・調整業務を担う一方、市町村は、申請受付・要件確認、地方就職支援金の支給、定着の確認、債権管理を担うものとする。

地方就職支援金の支給・返還に関する詳細は以下のとおりとする。

(1) 地方就職支援金の支給

市町村は、申請時において①及び②の要件を満たす者の申請に基づき、③に定める方法により、交通費 16,000 円を上限として地方就職支援金を支給する。

① 移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）に該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業・修了する見込みであること。

- b 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していること。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 奈良県内に所在する企業に就職することが内定していること。
- b 卒業・修了後に上記内定企業に就職し、県内市町村に移住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人であること、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すると。
- c その他奈良県及び県内市町村が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

② 就業に関する要件

次に掲げる（ア）及び（イ）に該当すること。

(ア) 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 勤務地が奈良県内に所在すること。
- b 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- c 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- d 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。ただし、奈良県と協議のうえ、市町村が機関又は職種を指定して対象とした場合はこの限りではない。
- e 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

(イ) 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- b 当該地域への勤務地限定型社員としての採用予定であること。

③ 申請・支給方法

(ア) 申請

地方就職支援金の申請者は、申請書、移住先の就業先の企業内定証明書、在学証明書、交通費の領収書及び本人確認書類に加え、上記①及び②の要件に該当することを証する書類を移住先の市町村に提出する。ただし、各年度の申請の受付期間は、4月1日から2月末日までとする。

(イ) 支給方法

市町村は、（ア）の申請が上記①及び②の要件に該当すると認めるときは、交付

決定通知書を交付し、地方就職支援金として、卒業年度の4月1日以降の採用面接にかかる往復交通費として16,000円を支給するものとする。ただし、提出のあった領収書に記載のある金額が16,000円を下回る場合、その記載額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を支給するものとする。

（2）地方就職支援金の返還

市町村は、地方就職支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして奈良県及び対象となる地方就職支援金受給者が居住する市町村が認めた場合はこの限りではない。

① 全額の返還

（ア）虚偽の申請等をした場合

（イ）申請から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合

（ウ）申請から1年以内に申請先市町村に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に申請先市町村に住民票がある場合を除く）

（エ）就業から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合

（ただし、退職日から3カ月以内に県内の別の企業に就職する場合を除く）

（オ）申請先市町村への転入日から3年未満で申請先市町村から転出した場合

② 半額の返還

申請先市町村への転入日から3年以上5年以内に申請先市町村から転出した場合

（3）地方就職支援金の支給・返還に係る情報共有

市町村は、地方就職支援金の申請情報、地方就職支援金受給者の就業先情報及び地方就職支援金返還対象者に関する情報について、速やかに奈良県に共有することとする。

（起業支援事業）

第6 起業支援事業は、次のとおり実施する。

1 起業支援金の給付

奈良県は、奈良県内において、（1）に定める要件を満たす者のうち、（2）に定める要件を満たす事業を新たに起業する者及びSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業承継又は第二創業した者に対して、当該起業、事業承継又は第二創業を行った者が要した（3）に定める経費の2分の1に相当する額（当該額が200万円を超える場合は、200万円）を、起業支援金として交付する。

（1）対象者に関する要件

① 新たに起業する場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）事業実施期間中に個人事業の開業届出又は株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等の設立を行い、その代表者となる予定の者であること。

- (イ) 県内に居住し、又は事業実施期間中に居住する予定の者であること。
- (ウ) 個人事業の開業の届出又は法人の登記を県内で行う者であること。
- (エ) 訴訟及び法令遵守上の問題を抱えていない者であること。
- (オ) 申請者又は設立される法人の役員が暴力団等の反社会的勢力又は反社会勢力との関係を有する者でないこと。
- (カ) 住民税を滞納していない者であること。
- (キ) 起業予定の法人が、中小企業者であり、みなし大企業でないこと。

② 事業承継又は第二創業をする場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 事業実施期間中に、Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野での、地域課題の解決に資する社会的事業に関する事業を、事業承継、又は第二創業により実施する個人事業主若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等の代表者となる者であること。
- (イ) 事業承継又は第二創業により新たに実施する事業を県内で行う者であること。
- (ウ) 事業承継又は第二創業予定の法人が、中小企業者であり、みなし大企業でないこと。
- (エ) 上記① (イ)、(エ)、(オ)、(カ) を満たすこと。

(2) 対象となる事業に関する要件

① 新たに起業する場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 社会的事業として次に掲げる全ての要件を満たすこと。
 - a 地域社会が抱える課題の解決に資すること（社会性）
 - b 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること（事業性）
 - c 地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと（必要性）
 - d 起業等をする者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること（デジタル技術の活用）
- (イ) 奈良県の管内で実施する事業であること。
- (ウ) 起業支援事業の公募開始日以降、起業支援事業の事業期間完了日までに新たに起業する事業であること。
- (エ) 公序良俗に反する事業でないこと。
- (オ) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条において規定する風俗営業等）でないこと。

② 事業承継又は第二創業をする場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野（未来技術を活用した新

たな社会システムづくり等に関連する事業) であること。

(イ) 起業支援金の支給対象者の公募開始日以降、起業支援金の交付決定を受けた事業の事業期間完了日以前に事業承継又は第二創業を経て新たに実施する事業であること。

(ウ) 上記① (ア) (イ)、(エ) 及び (オ) を満たすこと。

(3) 対象経費

新たに起業する者及び Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業承継又は第二創業した者が、起業及び事業承継又は第二創業に要する経費
人件費、借料、設備費、原材料費、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、外注費、委託費 等

2 交付手続

(1) 申請

起業支援金の支給を申請する者は、本人確認書類に加え、1 (1) 及び (2) の要件に該当することを証する書類を奈良県に提出する。

(2) 交付方法

奈良県起業家支援事業の受託事業者が実施する外部委員会の審査を経て選定された者が (1) の申請を行い、要件に該当すると認めるときは、起業支援金を交付するものとする。

3 執行体制

奈良県は、起業支援事業の効果的・効率的な執行を図るため、起業支援金対象事業計画の募集及び選定、起業及び事業承継又は第二創業に向けた伴走支援を行う事業者を公募・選定し、当該事業を委託する。

起業支援金は、奈良県が交付する。

4 その他

起業支援金の交付については、別途「奈良県起業家支援事業費補助金交付要綱」を定める。

(財源の負担割合)

第7 財源の負担割合は、次のとおりとする。

1 第5の1に定める移住支援事業

移住支援金の負担割合については、国が2分の1、奈良県が4分の1、市町村が4分の1とする。奈良県は、当該4分の1に相当する額に、移住支援金に充てるために国から新しい地方経済・生活環境創生交付金として交付を受けた額を加えた額を市町村に交付することとする。

2 第5の2に定める就業支援事業

マッチングサイトの改修及び運営に係る事業費の地方負担については、奈良県

が負担する。

3 第5の3に定める地方就職学生支援事業

地方就職支援金の負担割合については、国が2分の1、奈良県が4分の1、市町村が4分の1とする。奈良県は、当該4分の1に相当する額に、地方就職支援金に充てるために国から新しい地方経済・生活環境創生交付金として交付を受けた額を加えた額を市町村に交付することとする。

4 第6に定める起業支援事業

事業費の地方負担については、奈良県が負担する。

(協力)

第8 奈良県と市町村は、移住支援事業・就業支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

(雑則)

第9 この要領に定めるもののほか、移住支援事業・就業支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業の実施に必要な事項は、奈良県と県内市町村が協議して定める。

附 則

1 この要領は、令和元年7月26日から実施する。

附 則

1 この要領は、令和2年2月3日から実施する。

2 改正後の奈良県移住・就業・起業支援事業実施要領(以下「新要領」という。)第5の1(1)①(ア)の規定は、新要領の施行後の転入者について適用し、新要領の施行前の転入者については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、令和2年7月21日から実施する。

2 改正後の奈良県移住・就業・起業支援事業実施要領(以下「新要領」という。)第5の2(1)①(ウ)の規定は、新要領の施行後の転入者について適用し、新要領の施行前の転入者については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、令和3年4月1日から実施する。

2 改正後の奈良県移住・就業・起業支援事業実施要領(以下「新要領」という。)の規定は、新要領の施行後の転入者について適用し、新要領の施行前の転入者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月23日から実施し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 改正後の奈良県移住・就業・起業支援事業実施要領(以下「新要領」という。)の規定は、新要領の適用後の転入者について適用し、新要領の適用前の転入者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月28日から実施する。
- 2 改正後の奈良県移住・就業・起業支援事業実施要領(以下「新要領」という。)の規定は、新要領の適用後の転入者について適用し、新要領の適用前の転入者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から実施する。
- 2 改正後の奈良県移住・就業・起業支援事業実施要領(以下「新要領」という。)の規定は、新要領の施行後の転入者について適用し、新要領の施行前の転入者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和5年7月7日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から実施する。
- 2 改正後の奈良県移住・就業・起業支援事業実施要領(以下「新要領」という。)の規定は、新要領の施行後の転入者について適用し、新要領の施行前の転入者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和6年8月19日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から実施する。